

授業コード	JP12020010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	民法 I B (民事取引法の基礎①B)		
英語科目授業名	Civil Law 1B		
科目ナンバー	JAEPR7702	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	杉本 好央		
科目の主題	本講義は、債権総論(金銭債権・利息債権・保証債務は除く)を対象とする。講義の各回において、あらかじめ配布されたレジュメに即して、各法制度又は法概念の概要を説明する。		
授業の到達目標	本講義の到達目標は、債権総論の分野について、①各法制度又は法概念の意義(定義と趣旨)、要件、効果を正確に理解すること、②典型的な事例と結びつけてそれらを説明できるようにすること、である。		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) 債権の意義と性質 債権の構造、債権の効力、債務と責任について学ぶ。</p> <p>(2) 債権の目的、特定物債権と種類債権 債権の目的の意味、特定物債権と種類債権との違い、種類債権の特定について学ぶ。</p> <p>(3) 履行の強制と強制執行手続の概略 履行の強制の意義と方法、民事執行手続の概略について学ぶ。</p> <p>(4) 債務不履行 債務不履行の概念、帰責事由の意味、履行遅滞と履行不能の規律について学ぶ。</p> <p>(5) 損害賠償 損害概念、賠償範囲の決定方法と賠償額の算定基準時、賠償額の算定方法について学ぶ。</p> <p>(6) 弁済の提供と受領、受領遅滞、弁済の事務 債務者側の提供と債権者側の受領とによって成り立つ弁済の構造、債権者側が受領しない場合の規律、弁済に伴う事務処理の方法について学ぶ。</p> <p>(7) 弁済の当事者と弁済者代位 債務者に代わって弁済できる者、弁済した者の求償を確保のための弁済者代位制度、誤って債権者以外の者に弁済した場合の処理について学ぶ。</p> <p>(8) 債権の消滅方法 弁済以外の債権の消滅方法である、供託、代物弁済、相殺、更改、免除、混同について学ぶ。</p> <p>(9) 債権譲渡と債務引受 債権譲渡の基本構造(譲渡の自由とその制限、債務者又は第三者への対抗)、債権譲渡の現代的機能、債務引受について学ぶ。</p> <p>(10) 分割債権関係並びに不可分債権関係と連帯債務 多数当事者の債権関係の構造、連帯債務者相互の関係に関する規律について学ぶ。</p> <p>(11) 知識の確認 課題に取り組むことで、これまでの講義の内容を理解しているか、又、それを適切に表現できるかを確認する。</p> <p>(12) 債権者代位権 債権者代位権の要件および効果とその転用について学ぶ</p> <p>(13) 詐害行為取消権 詐害行為取消制度の制度構造、要件、行使方法、効果について学ぶ。</p> <p>(14) 第三者による債権侵害 債権侵害による不法行為に基づく損害賠償、債権に基づく妨害排除について学ぶ。</p> <p>(15) 期末試験</p>		
事前・事後学習 の内容	<p><事前学習> あらかじめ配布されたレジュメには、理解度を確認するための問いが示されている。参加者は、教科書の該当箇所を熟読し、示された問いに対する解答を用意しておく必要がある。</p> <p><事後学習> 講義で扱った項目のみならず、関連する項目も含めて、教科書および判例集を利用しながら、自らの手で整理する必要がある。</p>		
評価方法	絶対評価 期末試験 80%、平常点(小テスト又はレポート) 20%		

受講生へのコメント	積極的な参加を求める。
教材	<p><教科書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中田裕康『債権総論』（岩波書店、第3版、2013年） <p>※囲みのうち、◆のものはさしあたり読まなくてもよい。</p> <p>※平成29年民法改正への対応は、以下の二冊を中心に行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山本敬三監修『ストゥディア民法4 債権総論』（有斐閣、2018年） ・潮見佳男『債権総論』（信山社、第5版、2018年） <p><参考書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋眞『入門 債権総論』（成文堂、2013年） ・窪田充見／森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2018年）